

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年5月15日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	秋田県	
3. 市区町村名	男鹿市	
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番号	65-1	
6. 独自利用事務の対象者	児童、受給者、受給者の配偶者、受給者の扶養義務者	
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	令和6年5月27日	
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない	▼
9. 評価書番号		
10. 保護評価書の名称		
11. 保護評価書のURLリンク		
12. 委任関係		▼

執行機関名 男鹿市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)で定める医療費の支給に関する事務(ひとり親家庭等)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		男鹿市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第1の項及び別表第2第1の項 男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)で定める医療費の支給に関する事務(ひとり親家庭等)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、(母子家庭等)及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その(生活の安定)と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、男鹿市に居住地を有する乳幼児及び小中学生並びに高校生等、(ひとり親家庭の児童)、高齢身体障害者及び重度心身障害(児)者の(心身の健康)の保持と(生活の安定)を図るために実施する福祉医療費の支給について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号) 男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第3条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第3条に規定する福祉医療費受給者証の交付の申請に係る事実について審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号ロ	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第3条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第3条に規定する福祉医療費受給者証の交付の申請に係る事実について審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第5条第1項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ1	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第6条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ2	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第6条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ3	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第6条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ5	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第6条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ホ	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第4条第1項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第4条第1項に規定する福祉医療費受給者証の交付の更新に係る事実について審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 ロ	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第4条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第4条第1項に規定する福祉医療費受給者証の交付の更新に係る事実について審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第5条第1項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ1	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第6条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ2	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第6条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ3	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第6条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ5	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第6条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ホ	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--